

## 大規模事業に係る同意書について

|      |   |
|------|---|
| ○現行  | 着手3カ月前までに事前協議 → 環境審議会を開催 → 村長と協定                |
|      | ・同意書添付(白馬村開発指導要綱第6条)                            |
| ○検討後 | 着手3カ月前までに事前協議 → <b>環境審議会を概ね1ヶ月以内に開催</b> → 村長と協定 |
|      | ・署名、出席者数を記した住民説明会会議録添付                          |
|      | ・住民説明会における意見                                    |

白馬村環境基本条例 白馬村環境基本条例施行規則 白馬村開発指導要綱より

### 1 大規模事業とは(白馬村環境基本条例第22条、施行規則第4条)

- (1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項に規定する許可申請を要する事業
- (2) 森林法(昭和26年法律第249号)第10条の2に規定する許可申請を要する事業
- (3) 長野県自然環境保全条例に規定する届出を要する事業
- (4) 前3号に規定されない、樹木の伐採又は土地の形質変更が、3,000平方メートルを超える事業
- (5) 高さ18メートル以上の建築物及び工作物
- (6) 建ぺい率60パーセント以上、容積率200パーセント以上の建築物
- (7) 建築物の延床面積が5,000平方メートル以上の事業
- (8) 分譲マンション

### 2 大規模事業の基準(白馬村環境基本条例施行規則別表第3)

条例23条に規定する協定を要する大規模事業の基準

|  |
|--|
| 1 共通事項   |
| (1) 各法令に定めのあるもののほか、「白馬村開発指導要綱」に定めるところによる   |
| <b>(2) 関係地区の同意が得られていること。</b>   |
| 2 個別事項   |
| (1) 建ぺい率60パーセント以上・容積率200パーセント以上の建築物の場合<br>既存の規模若しくは法令の範囲内(その場合であっても、道路後退、隣地後退及び高さは、村指導基準を満たすこと。)であること。   |
| (2) 高さ18メートル以上の建築物その他工作物の場合<br>ア 公共性が高く、高さ18メートル未満では、技術上、法令上建設が困難なものであること。<br>イ 延床面積が3,000平方メートル以上の建築物であって、敷地に十分な余裕があり、勾配屋根を形成するために必要とし、軒高が18メートル以下である建築物であること。  |
| (3) 延床面積5,000平方メートル以上の建築物の場合<br>ア その建設が、地域の発展と活性化に貢献すると認められる事業であること。<br>イ 建ぺい率が25パーセント以下、容積率が60パーセント以下であること。<br>ウ 敷地の周囲5メートル以上は、樹木を活用した緑地帯が設けられ、かつ、敷地に占める緑地帯(既存森林、遊歩道、池等を含む。)の割合が、全体面積の50パーセント以上であること。 |
| (4) 分譲マンション<br>ア 経営管理が明確であり、かつ、通年営業するコンドミニアムホテルであること。<br>イ 定住が促進されるものであること。  |

### 3 同意書の添付(白馬村開発指導要綱第6条)

事業者は、前条の事前協議書及び長野県景観条例に基づく大規模行為(景観形成重点地域内行為)届出書、その他関係法令に基づく各種届出書の提出に当たっては、地元地区の代表者の同意書を添付するものとする。